

「平成 20 年度タクシー供給契約」

公募要領

平成 20 年 3 月

独立行政法人経済産業研究所（RIETI）

平成20年度タクシー供給役務請負

公募説明書

「平成20年度タクシー供給契約」の受託を希望する事業者は、下記により「適合証明書」を作成のうえ提出をお願いいたします。

1. 役務名称

平成20年度タクシー供給役務請負

2. 業務内容

独立行政法人経済産業研究所における職員の深夜業務における帰宅及び外部での急務発生時等に電話による配車等により職員の指示する目的地まで安全に運送する。

3. 本公募に参加する者に必要な資格

(1) 事業の種別として「一般常用旅客自動車運送事業」の許可を、営業区域として「東京都特別区、武蔵野市及び三鷹市」の許可を受けていること。但し、福祉タクシーのみの許可は除く。

(2) 関東運輸局認可のタクシー所有台数1,000台以上であること。

4. 次の各号の一に該当すると認められる者を、その事実があった後2年間公募に参加させない。

(1) 特別の理由がある場合を除くほか、成年被後見人及び被保佐人並びに破産者で復権を得ない者を公募に参加させることはできない。

①契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物品の品質若しくは、数量に関して不正の行為をした者。

②公正な競争の執行を妨げた者、又は公正な価格を害し、若しくは不正の利益を得るため連合した者。

③監督又は検査の実施に当たり職員の執行を妨げた者

④正当な理由なしに契約を履行し上記内容に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。なかつた者。

⑤正当な理由なしに契約を履行しなかつた者。

⑥上記内容に該当する事実があった後2年を経過しない者を契約履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者。

5. 契約条件

- (1) 24時間配車可能のこと。
- (2) 本契約に係る事務手数料がかからないこと
- (3) 自社の責任の有無にかかわらず、事故発生時の対応、補償等の交渉の仲介を行うこと。
- (4) 自社の責任の有無にかかわらず、事故発生時、翌営業日午前中までに当研究所担当者まで報告を行える体制を有すること。
- (5) 料金後払いチケットが使用できること。また、当研究所から料金後払いタクシーチケットの請求があった際、必要な数量を請求日含む3営業日以内に納入可能のこと。
- (6) タクシー料金請求書を月末締めで、翌月14日（土日祝日の場合は翌営業日）までに利用したタクシーチケットを添付の上、提出可能のこと。
- (7) タクシー料金請求時に、明細書（利用日、タクシーチケット番号、利用料金、高速料金等、合計額等が明記されているもの）を添付できること。

6. 適合証明に係る評価基準（別添2-1、2-2適合証明書参照）

- (1) 車両の保有台数
- (2) ETCの装着率
- (3) GPSの装着率
- (4) 安全・信頼の確保等

7. 提出書類

募集期間中に次の書類（各2部）を提出のこと。（郵送可、但し募集期間内必着のこと）。

- ①関東運輸局長が発行する認可書の写し
- ②別添適合証明書（別紙様式1及び2-1（A）、2-2（B）。代表者押印のこと）
及び同証明書にて指示する添付資料

8. 募集期間・受付時間

平成20年3月11日から3月21日まで
平日9時30分から12時15分、13時から17時00分の間。

9. 契約先の選定方法

提出された様式2-1適合証明書（A）の全項目に適合した全ての者の中で、様式2-2適合証明書（B）の各項目を当研究所基準にて採点し、1社又は2社を契約相手方として選定する。

なお、適合証明書の内容が契約期間中に虚偽であること、又は履行されていないことが判明した場合、契約解除とする場合がある。

10. 選定結果

応募書類提出期限後、約3日を目途に応募書類の審査を行い、選定結果を独立行政法人経済産業研究所ホームページに掲載します。なお、選定結果等の照会、質疑には応じません。